

顧問関与先の皆様へ

顧問料にかかる源泉徴収及び納付のお願い

神野聡税理士事務所は“**個人事業主**”であるため、顧問報酬より“**源泉所得税**”を控除した額を顧問料としてお支払いいただくこととなります。

つきましては弊所請求書に従い**源泉所得税控除後の金額をご負担**いただくとともに、**控除した源泉所得税を支払った月の翌月10日までに、給与等の源泉所得税と共に税務署に納税**をいただきたく宜しくお願いたします。

なお、TKCシステムのレンタル料については税理士報酬に該当しないため、源泉所得税の控除がございません。

The image shows a Japanese tax payment slip (源泉徴収票) with a blue box highlighting the '支払額' (Payment Amount) field. The slip includes fields for '支払年月日' (Payment Date), '支払人員' (Payment Person), '支払額' (Payment Amount), and '税額' (Tax Amount). The '支払額' field is highlighted with a blue box, indicating where the payment amount should be recorded.

支払年月日はお支払いした日、または自動引落になった日を記入ください。
人員は“1”で記入ください。

支給額は源泉税控除前の総支給額を記入ください(当事務所請求書コード欄に*がついているものに消費税を加算した金額となります。)

税額は源泉所得税の額を記入ください。

なお、神野聡税理士事務所以外に源泉徴収が必要な土業の支払いがある場合には加算した後の金額を記入ください。

なお、不明点ございましたら弊所担当までご連絡ください。